

2017年度 インターナショナルスクール海外渡航支援

インターナショナルスクール（IS）では、下記の要領に基づいて、国際学会での発表、または海外での調査のために海外渡航を予定している大学院生および UCRC 研究員に対して、渡航費の助成を行います。

■応募資格

以下の (1) から (4) のすべてに該当する者。

- (1) 大阪市立大学大学院文学研究科に所属する前期博士課程大学院生、後期博士課程大学院生、都市文化研究センター（UCRC）研究員のいずれかであり、本学その他の大学等において専任職に就いていないこと。
- (2) 海外で開催される学会での発表、または海外での調査が確定しており、遅くとも 2018 年 2 月中に出発し、2018 年 3 月 5 日（月）までに帰国できること（※学会の日程等でやむを得ずこの日を過ぎる場合は事前に事務局に相談すること）。ただし、申請時点で学会での発表の可否が確定していない場合には、申請時にその旨連絡すること。発表ができないことになった場合、申請は取り消しになることがある。
- (3) 「大阪市立大学文学研究科・文学部学術憲章」の「文学研究科・文学部の理念※」に沿った研究活動を行うこと。（※<http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/lit/charter/index.html> を参照）
- (4) 帰国後、所定の報告書を提出すること。

■支給内容

- ・応募者の往復航空運賃の実費（エコノミー料金、空港使用税、燃料サーチャージを含む）を基準に支給額を決定します。金額の上限は指定しませんが、応募人数や予算残額によって調整する（全額支給されない）場合があります。
- ・保険について：大阪市立大学は公式な教育研究活動を対象とした包括的な保険に加入しています。しかし、これに加えて被派遣者には海外渡航に伴う何らかの保険への加入を義務付けています。個人加入の保険料は本人負担とします。
- ・学会参加費や滞在費、食費は支給の対象になりません。
- ・支給のタイミングは、原則として渡航から帰国した後になりますので、本人による旅費の立て替えが必要で（どうしても立て替えが困難な場合は、早めに下記の IS 事務局までご相談ください）。

■審査方法

審査は、「研究又は調査計画書」の記載内容と添付資料により、次の基準に沿って行います。

- (1) 当該学会発表や調査が、応募者の研究活動やその成果発表として妥当であるかどうか
- (2) 当該学会発表や調査が、応募者の研究に望ましい効果をもたらすと考えられるかどうか
- (3) 渡航に関する費用・期間が妥当であるかどうか
 - ・海外の学会等での発表または参加の場合、渡航期間は原則として、学会開催期間に加えその前後それぞれ 1 日（現地時間）が認められます。
 - ・博士課程院生および大阪市立大学大学院文学研究科が開催しているインターナショナルスクール関連事業に参加した経験のある応募者については優先的に評価します。
 - ・学会発表への参加については、現地における調査だけの活動よりも優先的に評価します。
 - ・他の助成金を利用される場合、費用が重複していなければ、併給が可能です。

■審査結果の通知

支給対象者はインターナショナルスクール運営委員会で審査・決定します。結果は IS 事務局から通知します。8 月 7 日（月）までに通知を受け取らなかった応募者は、事務局にお問い合わせください。

■申請方法

申請に必要な書類の様式を IS 事務局（直接またはメール）で入手し、作成した書類を取り揃えて

2017 年 7 月 26 日（水）16 時までに同事務局まで提出してください。

申請書類の作成にあたっての不明点は、事務局にお問い合わせください。

問合せ・提出先：インターナショナルスクール事務局（文学部棟 2 階 201 室）情報編集室
メール：<is_office@lit.osaka-cu.ac.jp>